

市有財産の売払いを行います

公用又は公共用として利用しない次の市有財産を一般競争入札により売払いします。

契約担当部局

〒070-8525

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎6階 行財政改革推進部公共施設マネジメント課

電話 0166-25-5695

売払物件

土地				
所在及び地番	地目	地積	用途地域	最低基準価格
旭川市東旭川北2条6丁目 119番28	宅地	2,229.74 m ²	第2種中高層 住居専用地域	25,400,000 円

入札参加資格

1. 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員に該当しない者及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。
2. 旭川市暴力団排除条例（平成26年旭川市条例第16号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴排条例第7条に規定する暴力団関係事業者若しくは暴排条例第12条に規定する行為をしていると認められる者でないこと。

入札案内書の閲覧及び配布の場所及び日時

場所

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎6階 行財政改革推進部公共施設マネジメント課

日時

令和6年10月1日（火）から令和6年10月21日（月）までの午前9時から午後5時まで（旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）

入札及び開札の場所及び日時

場所

旭川市 7 条通 9 丁目 旭川市総合庁舎 7 階 会議室 7 F

日時

令和 6 年 1 0 月 2 2 日（火）午前 9 時 3 0 分から

開札

入札締切り後、直ちに開札する。

入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札及び郵送、配送又は電送による入札は、無効とする。

落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

入札保証金

各自入札執行前に見積もった契約金額の 1 0 0 分の 3 以上に相当する金額を現金又は銀行振出小切手により入札開始前に納付しなければならない。この入札保証金を返還する場合は、利息を付さない。

条件

1. 売買契約締結の日から 5 年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 1 3 項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する営業の用途に供しないこと。
2. 売払物件を暴排条例第 2 条第 1 号に定める暴力団若しくは暴排条例第 7 条第 1 項に定める暴力団関係事業者の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売払物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売払物件を第三者に貸与してはならない。
3. 落札者は、1. 又は 2. の条件に違反した場合には、市長の定める金額を違約金として旭川市に支払わなければならない。

落札の取消し

落札者が次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すものとする。

1. 特段の理由なく落札者が契約の締結を辞退したとき。
2. 落札者が落札通知を受けた日から 7 日以内に契約を締結しなかったとき。
3. 入札に際し不穏不正があったと認められるとき。
4. 法令及び旭川市契約事務取扱規則（昭和 3 9 年旭川市規則第 2 2 号）に違反する事項が生じたとき。

入札保証金の帰属

落札者が落札を取り消された場合には、入札保証金は旭川市に帰属するものとする。

契約の締結及び代金の支払

契約の締結は、特段の理由がない限り落札通知を受けた日から7日以内に行うものとし、売買代金は、契約締結と同時に全額納付するものとする。

よって、契約保証金の納付を要しないものとする。

その他

1. その他詳細については、行財政改革推進部公共施設マネジメント課に照会のこと。
2. 入札参加資格の有無を確認するために必要があると認められるときは、入札参加者に、当該資格を有する旨の誓約書及び資格を確認するための資料の提出を求め、警察その他の関係機関に照会することがある。